

◇ 吉見町地域強靱化計画 概要版

リスクシナリオ

町においては、国の 45 のリスクシナリオ及び県の 37 のリスクシナリ オと整合性を図りつつ、以下のとおり30のリスクシナリオを設定します。

■リスクシナリオ一覧

事前に備えるべき目標 (行動目標)		リスクシナリオ(起きてはならない最悪の事態)	
	被害の発生抑制により人命を保護する	1-1 火災により、多数の死傷者が発生する事態	
		1-2 建築物の倒壊により、多数の死傷者等が発生する事態	
1		1-3 異常気象等に伴う災害により、多数の死傷者が発生する事態	
		1-4 大規模な土砂災害等により、多数の死傷者が発生する事態	
		1-5 災害対応の遅延等により、多数の要救助者・行方不明者が発生する事態	
2	救助・救急・医療活動により 人命を保護する	2-1 救助・捜索活動が大量に発生し、遅延する事態	
		2-2 医療需要が急激に増加し、医療機能が麻痺・停止する事態	
2		2-3 疫病・感染症等が大規模発生する事態	
		2-4 地域の共助体制の機能不全により、死傷者が増大する事態	
3	必要不可欠な行政機能を 確保する	3-1 町の行政機能が低下する中で、応急対応への行政需要に適切に対応できない事態	
	交通ネットワーク、情報通 信機能を確保する	4-1 建築物の倒壊等により、道路が閉塞する事態	
		4-2 信号機停止等により、多数の道路で通行障害が発生する事態	
		4-3 人の輸送が長期間停止する事態	
4		4-4 物資の輸送が長期間停止する事態	
		4-5 情報通信が記奏・途絶する事態	
		4-6 情報の正確性の低下等により、誤った情報が拡散する事態	
5	「稼ぐ力」を確保できる 経済活動の機能を維持する	5-1 農業・産業の生産力が大幅に低下する事態	
6	工作 作为作为10名文文	6-1 食料や日用品、燃料等の物資が大幅に不足する事態	
		6-2 電気・ガス等のエネルギー供給が停止する事態	
		6-3 取水停止等により、給水停止が長期化する事態	
		6-4 汚水処理の長期間停止等により、汚水が滞留する事態	
		6-5 地域活動の担い手不足等により、避難所等の生活環境が悪化する事態	
	二次災害を発生させない	7-1 消火力低下等により、大規模延焼が発生する事態	
7		7-2 洪水抑制機能が大幅に低下する事態	
		7-3 危険物・有害物質等が流出する事態	
	大規模自然災害被災 後でも 迅速な再建・回復ができるよ うにする	8-1 大量に発生する災害廃棄物・産業廃棄物等の処理が停滞する事態 8-2 町内の基盤インフラの崩壊等により、復旧・復興が大幅に遅れる事態	
		8-3 耕作放棄地等の荒廃地が大幅に増加する事態	
		8-4 広域かつ長期的な浸水被害が発生する事態	
		8-5 労働力の減少等により、復旧工事が大幅に遅れる事態	

推進方針

脆弱性評価に基づき、地域強靱化を推進するため、次のとおり個別施策分 野・横断的施策分野別の推進方針を示します。

■施策分野と推進方針の一覧

t	施 策 分 野	推 進 方 針
	1 行政機能・消防等	a.町の業務継続に必要な体制の整備
	b.防災機能の整備	
		c.災害時応援協定を締結する団体等との連携強化
		d.地域防災力の向上
		e.被災者生活再建支援制度の充実
	2 住宅都市	a.安全・安心な市街地の形成
		b.住宅・建築物の耐震対策
		c.緑地・オープンスペースの確保
		d.地籍整備の推進
3 保健医療	a.災害医療体制の充実	
		b.感染症の発生・まん延防止
	4 福祉・子育て	a.福祉施設等の機能強化
		b.要配慮者の避難体制等の構築
	5 エネルギー	a.自立・分散型エネルギーシステムの整備促進
	6 情報通信	a.住民等への情報伝達手段の多様化・正確な情報発信
個別		b.行政情報基盤の機能強化
施策分野		c.多様な情報発信基盤の確保
	7 産業	a.企業の誘致・立地の推進
		b.建設産業等の担い手育成·確保
	8 交通	a.道路·橋梁等の整備
	9 農業	a.農地の適切な保全管理
	10 国土保全	a.発災前からの復興の備え
	11 ライフライン	a.上下水道施設の防災対策の推進
	12 教育	a.学校教育施設の安全・防災機能の確保
		b.文化財の保護
	13 土地利用	a.発災前からの土地利用の保全の備え
	14 環境	a.有害物質等対策の推進
		b.災害廃棄物処理体制の強化
横断的	15 地域づくり・リスク	14.14
施策分野	コミュニケーション	a.地域コミュニティ活動の活性化
	16 老朽化対策	a.公共施設等マネジメントの実施

吉見町地域強靭化計画 令和 4 年 3 月発行 吉見町 問合せ:吉見町 総務課 危機管理室 〒355-0192 吉見町大字下細谷 411 TEL 0493-54-1511 (代)



◆ 吉見町地域強靱化計画 概要版

計画策定の趣旨

この計画は、国土強靱化基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画であ り、国の「国土強靱化基本計画」「埼玉県地域強靱化計画」との調和を図り つつ、「第六次吉見町総合振興計画」が目指す長期的視点に立ち、地域強靱 化を推進していくための基本目標、対策方針等を定めるものです。

または、町の地域強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため の指針として位置づけます。

平成 25 年 12 月

平成30年12月改訂 平成29年3月

令和4年3月

国土強靭化 基本法

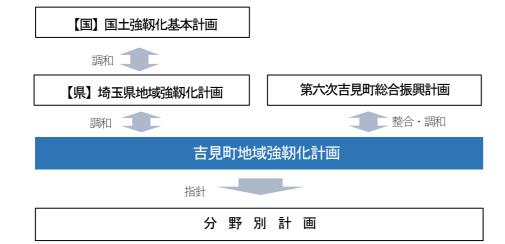
国土強靭化 基本計画

埼玉県 地域強靭化計画

吉見町 地域強靭化計画

計画の位置づけ

■この計画の位置づけ



基本的な考え方

●基本目標

国の国土強靱化基本計画と調和を図ることとし、国土強靱化を推進する上 での「基本目標」を次のとおり設定します。

- 1. 人命の保護が最大限図られること
- 2. 地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- 3. 町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- 4. 迅速な復旧復興

●事前に備えるべき目標

4つの基本目標を基に、大規模自然災害を想定し、具体化した事前に備え るべき目標(行動目標)を次のとおり設定します。

- 1. 被害の発生抑制により人命を保護する
- 2. 救助・救急・医療活動により人命を保護する
- 3. 必要不可欠な行政機能を確保する
- 4. 交通ネットワーク、情報通信機能を確保する
- 5.「稼ぐ力」を確保できる経済活動の機能を維持する
- 6. 生活・経済活動に必要なライフラインを確保し、早期に復旧する
- 7. 二次災害を発生させない
- 8. 大規模自然災害被災後でも迅速な再建・回復ができるようにする